

## ◎企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

(平成一九年五月一日法律第四〇号)

### 一、提案理由 (平成一九年三月二〇日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣

…………… (略) ……………

最後に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域によって景気回復の足取りに差が生じていることに加え、少子高齢化の進展、国の財政制約の高まりなどの経済社会の構造的な変化が進む中、地域経済の活性化を図るためには、安易な財政支出に依存せず、地域が自律的、持続的に成長できるような基盤を確立することが喫緊の課題となっております。

国際競争が進展する中、かかる自律的な発展基盤を強化するためには、地域がみずからの強みを生かして、関係者の力を結集して、事業環境の整備を推進することが必要です。そして、それぞれの地域がその事業環境の魅力を発信し、新たな企業立地等を通じて、効率的かつ創造的な事業活動の基盤となる産業集積の促進を図り、地域に所得と雇用を生み出すことが極めて重要です。

このため、その特色を踏まえ、産業集積の形成等に主体的かつ計画的に取り組む地域に対し、国としても総合的な支援を行うことが必要であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、都道府県及び市町村が、地域の関係者と組織する地域産業活性化協議会において、産業集積の形成等に関する基本計画を作成することといたします。そして、国の同意を得た基本計画に基づき、企業立地等を行う事業者に対し、設備投資減税や中小企業信用保険法の特例等の資金面の支援や貸し工場の整備等の事業環境整備を促進する措置を講じます。

第二に、国の同意を得た基本計画に基づき、工場立地法に係る規制権限の市町村への移譲や農地転用手続の迅速化等の措置を講じます。

第三に、広域的な物流網等の基盤整備、地域の雇用対策、産学連携の推進等の関係省庁が行う施策との連携を図り、効果的に企業立地等を促進することとしております。

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

### 二、衆議院経済産業委員長報告 (平成一九年四月一二日)

○上田勇君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

案につきましては、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、地方公共団体による基本計画の策定及び企業立地計画の承認等について定めるとともに、工場立地の円滑化のための工場立地法の特例の創設、独立行政法人中小企業基盤整備機構の企業立地等促進業務の追加、中小企業信用保険法の特例の創設等の措置を講ずるものであります。

三法律案は、去る三月十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月十日には参考人からの意見を聴取するなど慎重な審査を重ね、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案につきましては、討論の後、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、また、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年四月一日）

政府は、企業立地の促進や地域企業の事業高度化が地域経済の活性化のために重要であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 地方自治体が、多額の補助金や優遇税制のみに依存した企業誘致ではなく、地域の強みを活かした個性あふれる基本計画の策定により、産業集積の形成及び活性化を図ることができるよう、専門家の派遣等の支援体制の充実強化に努めること。

二 関係各省は、企業立地等の促進において、各種インフラの整備、雇用構造の改善、教育・研究機関との連携等のほか、地域の労働者の生活環境の整備等が重要な役割を果たすことに十分配慮し、その施策が効果的に実施されるよう、一層の連携強化に努めること。

また、企業立地の円滑化に資するため、関係各省は、農地転用等の各種手続きの迅速化及び簡素化に一層努めるとともに、企業に対するワンストップサービスの実現に向け万全の体制整備を図ること。

三 企業立地等の促進に当たっては、地域間、大都市・地方間の体力格差が拡大することのないよう、地域企業の技術力の向上、地域金融の充実等を図るとともに、地元雇用の創出及び産業集積内の企業連携を促進する等により、地域経済の真の活性化を図るため、万全を期すること。

また、各種施策の実施状況については、適時に評価を行い、施策への適切な反映に

努めること。

### 三、参議院経済産業委員長報告（平成一九年四月二七日）

○伊達忠一君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案は、地域の特性を生かした産業集積を促進して、地域経済の自律的発展を図ろうとするものであります。

なお、経済成長戦略大綱に関する件について、三人の参考人から意見聴取を行いました。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、一つ、中小企業の事業再生に対する支援の在り方、一つ、地域産業資源を活用した事業が地域経済に与える効果、一つ、自治体間による企業誘致競争が過熱することへの懸念等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、順次採決の結果、産業活力再生法改正案及び地域産業活性化法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、地域資源活用法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議（平成一九年四月二六日）

地域経済の持続的な成長及び格差是正のためには、地域が自らの個性をいかして産業集積の形成及び活性化を図ることが重要であることに鑑み、これまでの企業立地政策の評価を踏まえて、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　地方自治体が巨額の補助金や税制優遇措置によって企業誘致競争を過熱させることがないよう十分注意するとともに、地域の特性や人材をいかした真に地域経済の発展に資するものとなるよう、適切な助言・支援を行う体制を充実強化すること。また、労働者の雇用条件や生活環境が十全に確保されるよう関係省庁が連携して取り組むこと。

二　企業立地においてはスピードがますます重要になっていることから、その円滑化を図るため、関係省庁及び地方自治体は連携して、各種手続に対してワンストップで迅速な処理が行えるよう体制整備を図るとともに、工場立地法の緑地面積の緩和や農地転用の処分の迅速化に当たっては、制度本来の趣旨を損なうことがないよう十分配慮して適切に行うこと。

三　企業立地が国際競争となる中で、我が国がアジア諸国等と伍して競争していくため、法人税の実効税率の引下げ等の抜本的な措置を検討するとともに、対日投資促進策として、地方への外国企業誘致の促進にも積極的に取り組むこと。

右決議する。